

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年10月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	1
訓 令	
○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	1
告 示	
○北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める理由及び 手続の一部改正..... (人事課)	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	2
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	2
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○道路の供用の開始..... (道路課)	4
道公安委員会規則	
○警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則...	4
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)	4

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第105号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

告 示

北海道告示第692号

昭和50年北海道告示第3863号 (北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める理由及び手続) の一部を次のように改正し、平成19年11月2日から施行する。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

題名中「規定する」の次に「知事が定める者、」を加える。

第7項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を第8項とする。

第6項を第7項とし、第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を第6項とする。

第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を第5項とする。

第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項中「北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

- 1 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する知事が定める者は、次のとおりとする。
 - (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
 - (2) 勤務していた公署の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者
 - (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (5) 公務上の傷病により退職した者
 - (6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

北海道告示第693号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
道庁行政情報コミュニケーションシステム等サービス提供業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成19年10月23日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 東日本電信電話株式会社
 - (2) 住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 4 随意契約に係る契約金額
1,114,050,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第694号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

医療法人社団隆仁会安井整形外科病院（札幌市）

医療法人徳州会札幌東徳洲会病院（札幌市）

医療法人社団一佳会坂井外科医院（小樽市）

医療法人雄心会新都市砂原病院（森町）

社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院（富良野市）

上川町立病院（上川町）

北海道告示第695号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項市立札幌病院の事項中「札幌市中央区北11条西13丁目 平成19.10.31」を「札幌市中央区北11条西13丁目1番1号 平成22.10.31」に改め、同項財団法人小児愛育協会附属愛育病院の事項、同項北海道脳神経外科記念病院の事項、同項医療法人札幌中央病院の事項、同項医療法人社団土田病院の事項、同項医療法人社団本来堂藤田外科整形外科医院の事項及び同項医療法人松田整形外科病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改め、同項医療法人社団隆仁会安井整形外科病院の事項中「医療法人社団隆仁会安井整形外科病院」を「医療法人社団我汝会さっぽろ病院」に、「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改め、同項医療法人社団良和会新ことに外科・胃腸科クリニックの事項、同項医療法人社団北札幌病院の事項及び同項医療法人社団石垣整形外科医院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改め、同項医療法人徳州会札幌東徳洲会病院の事項中「札幌市東区北33条東13丁目3番21号 平成20.3.31」を「札幌市東区北33条東14丁目3-1 平成22.10.31」に改め、同項特定医療法人北楡会札幌北楡病院の事項、同項医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院の事

項、同項医療法人仁陽会西岡第一病院の事項、同項K K R札幌医療センターの事項、同項北海道整形外科記念病院の事項、同項医療法人社団展望会展望台整形外科の事項、同項医療法人高橋脳神経外科病院の事項及び同項手稲いなほ外科整形外科の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

函館市の項市立函館南茅部病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。
小樽市の項医療法人社団一住会坂井外科医院の事項を削る。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

釧路市の項釧路中央脳神経外科の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

帯広市の項医療法人啓和会黒澤病院の事項及び同項医療法人社団刀圭会協立病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

紋別市の項大原病院の事項及び同項小林整形外科の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

富良野市の項社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院の事項中「富良野市幸町13番1号 H21. 3.31」を「富良野市住吉町1番30号 H22.10.31」に改める。

伊達市の項総合病院伊達赤十字病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

北広島市の項特別医療法人社団即仁会北広島病院の事項中「北広島市栄町1丁目5番地 H19.10.31」を「北広島市栄町1丁目5番地2 H22.10.31」に改める。

森町の項医療法人雄心会新都市砂原病院の事項を削り、同項森町国民健康保険病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

栗山町の項栗山赤十字病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

上川町の項上川町立病院の事項を削る。

日高町の項に次の一事項を加える。

日高町立門別国民健康保険病院 沙流郡日高町門別本町29番地の9 H22.10.31

浦河町の項総合病院浦河赤十字病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

音更町の項医療法人徳洲会帯広徳洲会病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

厚岸町の項町立厚岸病院の事項中「厚岸郡厚岸町字住の江町3番地」を「厚岸郡厚岸町字住の江1丁目1番地」に改める。

標茶町の項標茶町立病院の事項中「平成19.10.31」を「平成22.10.31」に改める。

北海道告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（雄馬別地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年11月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚真町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに旭川市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第698号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成19年11月2日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道上雨紛台場線	旭川市神居町上雨紛256番1地先から 旭川市神居町共栄398番2地先まで	平成19.11.5
道道金山幾寅停車場線	空知郡南富良野町字金山992番地先から 空知郡南富良野町字金山1041番1地先まで	同 19.11.2

道 公 安 委 員 会 規 則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年11月2日
北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第20号

警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則(警備業者等の護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則(昭和47年北海道公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
題名中「および」を「及び」に改める。
第1条中「第10条」を「第17条」に、「および」を「及び」に、「あたって」を「当たって」に改める。

第2条中「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に改める。
第3条第2項第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)

第1条第1項に規定する常駐警備業務」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)

第1条第2号に規定する施設警備業務」に改め、同項第3号中「規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務」を「規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務」に改め、同条第3項第2号中「規則第1条第1項に規定する常駐警備業務」を「規則第1条第2号に規定する施設警備業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成19年11月2日

北海道警察本部長 高橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
重要犯罪等捜査支援システム 1式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日
平成19年9月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社
(2) 住 所 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 4 落札金額
月額1,063,650円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年7月6日付け北海道警察本部告示第93号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第156号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月2日

北海道警察本部長 高橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
車載式交通事故自動見分システム搭載車 5式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日
平成19年9月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 三菱オートリース株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝5丁目34番7号
- 4 落札金額
月額1,417,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年7月27日付け北海道警察本部告示第103号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第157号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月2日

北海道警察本部長 高橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
APR形警察移動通信システム移動無線機 119式
APR形警察移動通信システムオートバイ無線機 1式
- 2 落札を決定した日
平成19年9月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 三菱電機株式会社
 - (2) 住 所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
- 4 落札金額
48,300,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年8月10日付け北海道警察本部告示第111号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

